

相談 総務課からのお知らせ

問 総務課 行政係
☎476-1111(211)

◆行政相談所の開設

総務省では、10月16日（月）から22日（日）までの1週間で『行政相談週間』と定め、全国的に各種行事を実施します。

大崎町では、行政相談委員の四本完三さんが、行政相談週間行事の一環として、次のとおり行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

国、県、町の役所の仕事に関する苦情や行政の制度、運営の改善についての意見、要望などを受け付け、助言や関係機関に対する改善の申し入れを行います。なお、相談は無料で秘密は厳守されます。



【期日】 10月25日（水）

【時間】 9：30～15：30

【場所】 大崎町老人福祉センター
☎476-3663

【お問い合わせ先】

○役場総務課 行政係 ☎476-1111（内線211）

○総務省行政監視行政相談センター

☎0570-090110（行政苦情110番全国統一番号）

（H29.10.1から行政評価事務所から名称変更されました。）

番号 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 窓口係
☎476-1111(125)

◆マイナンバーカードを取得しましょう！

平成28年1月からマイナンバーカードの交付が始まりました。このカードは、行政手続きがスムーズになるなどさまざまなメリットがあります。



便利

本人確認の際の身分証明書として利用できます。

平成28年1月以降、例えば口座開設・パスポートの新規発給などさまざまな手続きにおいて個人番号と本人確認を証明しなければなりません。マイナンバーカードは、これ1枚で本人確認と個人番号の確認が可能です。また、有効期限は10年間（※）と長いので、さまざまな場面において利用することができます。（※発効日から10回目の誕生日まで。20歳未満は5回目の誕生日まで）

なお、今後、子育てワンストップサービスやオンラインバンキングをはじめとしたオンライン申請への利用が予定されています。ご申請をお待ちしております。